概要版

第３期
大山崎町子ども・子育て支援事業計画

計画策定の背景と目的

本町においては、平成 27 年３月に「大山崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、２期にわたってすべての子どもと家庭を対象とした支援を総合的かつ計画的に推進してきました。この度新たに「第３期大山崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども一人ひとりの健やかな成長を支える子育てしやすいまちの更なる実現を図っていきます。

計画の性格と位置づけ

●本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

●本計画は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく市町村行動計画に位置づけるとともに、国における「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」及び「こども大綱」の趣旨等を踏まえ、子どもの貧困解消に向けた対策についても包含した計画として策定します。

●本計画は、「大山崎町総合計画」を上位計画に、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの部門別計画となるものです。

大山崎町第４次総合計画

整合

○大山崎町子ども・子育て支援事業計画
（子どもの貧困対策計画を含む）
○大山崎町地域福祉計画・自殺対策計画
○大山崎町障がい者（児）計画
○大山崎男女共同参画計画　みとめ愛プラン
○大山崎町教育振興基本計画（大山崎町教育大綱）
○その他関連計画

整合

国
○子ども・子育て関連３法
○基本指針
○次世代育成支援対策推進法
○子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
○こども大綱

府
○京都府子育て支援新計画
○京都府子どもの貧困対策推進計画
○京都府少子化対策基本計画
○京都府子育て環境日本一推進戦略

計画の期間

本計画は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間を計画期間とするもので、 社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行います。

大山崎町の子ども・子育てを取り巻く状況

●年齢３区分人口と年少人口比率●

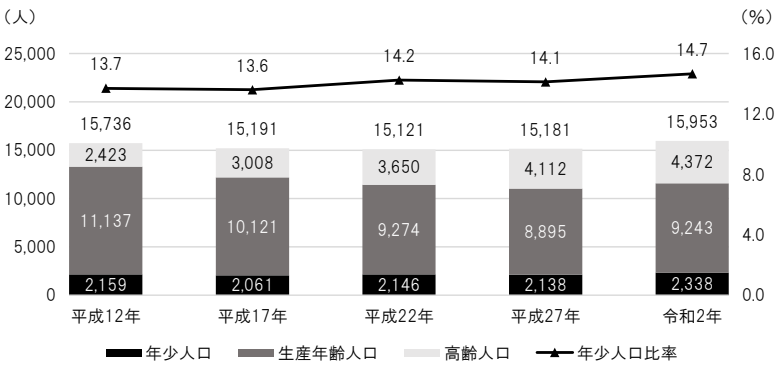

資料：国勢調査

全国的な少子高齢化が進む中、本町の総人口は、平成 22 年に減少から増加傾向に転じています。年少人口比率を見ると、平成 12 年から令和２年にかけて 1.0 ポイント増加しています。

●世帯数と世帯人員数の推移●

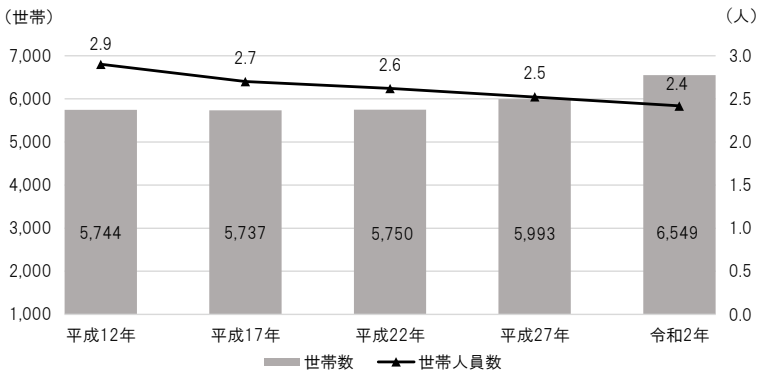

資料：国勢調査

本町の世帯数は平成 12 年から平成 27 年にかけて 5,700 世帯から 6,000 世帯の間で増減していましたが、令和２年には 6,500 世帯を上回っています。また、一世帯当たりの世帯人員数は、平成 12 年から令和２年にかけて減少し続け、令和２年には 2.4 人となっています。

●出生数と出生率の推移●

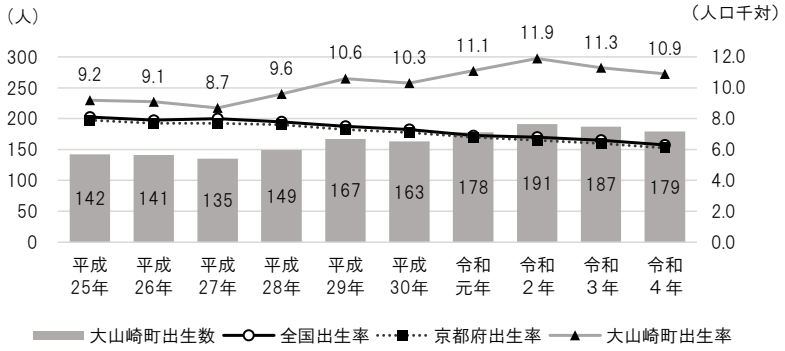

資料：住民基本台帳

本町における出生数は増加傾向で推移していましたが、令和２年を境に減少に転じています。出生率も、令和２年をピークに低下していますが、全国や京都府より高い水準にあります。

基本的な考え方

●子ども・子育てビジョン●

子ども・子育て家庭をめぐる状況や課題が多様化、複雑化する社会の中で、全ての子どもや子育て家庭に寄り添った支援が重要です。

本町では、子ども一人ひとりの個性を尊重し、全ての子どもとその保護者が安心して自分らしく生きられるまちを実現するべく、子どもや子育て家庭、地域で暮らす人々が日々の生活を通して関わり合い、まち全体で子育てを支える機運を高めます。

子どもの笑顔とみんなの「らしさ」が輝くまち

～子どもたち、そして子育てをみんなの目で見守ります～

●基本目標●

基本目標１　すべての子育てを支える輪（ネットワーク）のまちづくり

- 子育てに関する情報提供や相談支援体制を充実します。
- 地域内の団体等の連携を深め、必要なサービスを提供できる体制を整えます。
- 保護者への指導も充実し、学びながら親子や親同士の交流を深める機会を創出します。

〈施策の方針〉

① 地域をつなぐ子育て支援ネットワークの推進
② 交流機会の充実
③ 親育ちの促進

基本目標２　安心して生活できる環境づくり

- 生活基盤である地域の安全性を、事故と犯罪の防止・災害対応力向上の面から確保します。
- 安全な家庭環境づくりを促進し、子育て世帯の安心な暮らしを家庭からも広げていきます。

〈施策の方針〉

① 安全な地域環境づくり
② 交通安全対策及び公共施設等のバリアフリー化、交通安全対策の推進
③ 安全な家庭環境づくり

基本目標３　子どもの人権を尊重し、豊かな個性を育むまちづくり

●一人ひとりの子どもに合わせたインクルーシブな教育・保育を提供し、子どもが個性を発揮しながら独創性を育むことのできる環境を整えます。
●児童虐待の防止に努め、子どもの健やかな成長を支えます。
●子どもの意見や子どもの視点を尊重し、今後の取組に反映していきます。

〈施策の方針〉

①就学前教育・保育の充実
②放課後児童対策の充実
③地域に開かれた学校教育の充実
④いじめ防止・不登校等対策の推進
⑤多様な生涯学習の機会の充実
⑥子どもの視点を取り入れたまちづくり
⑦児童虐待防止対策の推進
⑧思春期保健対策の推進

基本目標４　子どもを生み、育てやすいまちづくり

●妊娠から育児まで、適切で切れ目のない支援を行い、母子の健康増進に取り組みます。
●子育てに係る経済的負担の軽減や、特別に支援の必要な子育て家庭に対する支援等、子どもを育てやすい体制を整えます。
●経済的な支援に加え、子どもの体験機会の充実に向けた取組を実施します。

〈施策の方針〉

①妊娠期からの支援の充実
②小児医療体制の充実
③食育の推進
④障がいのある子どもに対する支援の充実
⑤子育てにかかる経済的負担の軽減※
⑥ひとり親家庭等に対する支援の充実※

※⑤⑥の取り組みは、【子どもの貧困対策計画】に位置付けます。

基本目標５　仕事と生活の調和が実現できるまちづくり

●家庭における男女共同参画について、理解促進のための啓発活動を行います。
●町内の企業や事業主と連携し、子育てと両立しやすい就労環境の整備を進めます。
●就労中の保護者のニーズに対応した保育サービスを提供します。

〈施策の方針〉

①男女共同による子育ての推進
②仕事と子育ての両立ができる就労環境の整備
③多様な保育サービスの充実

量の見込みと提供体制

●将来人口の推移●

（１）総人口の推計

本町の総人口は、令和７年から令和 11 年にかけて増加傾向で推移することが見込まれます。

年齢３区分別の人口は、年少人口と生産年齢人口は増加を続け、高齢人口は減少傾向が見込まれます。

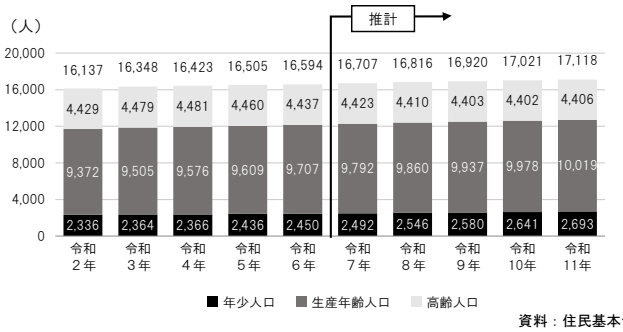

資料：住民基本台帳
※推計は住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法により算出。

（２）子ども人口の推計

本町の０歳から 18 歳までの子どもの人口は、令和７年から令和 11 年にかけて 3,100 人から 3,300 人の間で増加することが見込まれます。

総人口に占める比率はわずかに増加することが見込まれます。

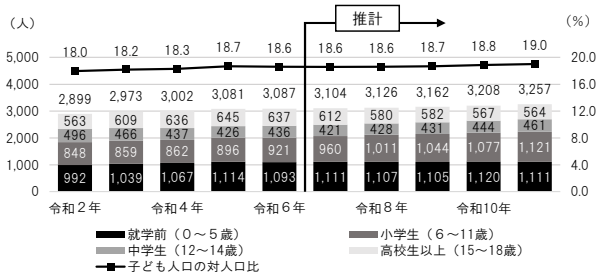

資料：住民基本台帳
※推計は住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法により算出。

●教育・保育の提供区域●

本町では前回計画において、より柔軟な対応が可能であることから町内全域の１区域を教育・保育提供区域として設定しました。今後もその方針を引き継ぐものとして、本計画においても教育・保育提供区域を町内全域の１区域とします。

●幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制●

	令和７年度					令和８年度					令和９年度				
	１号	２号	３号			１号	２号	３号			１号	２号	３号		
	３～５歳		０歳	１歳	２歳	３～５歳		０歳	１歳	２歳	３～５歳		０歳	１歳	２歳
①量の見込み	197	361	41	109	134	201	367	41	117	118	196	358	42	117	126
②確保方策	245	398	41	110	134	245	398	41	118	126	245	398	42	117	126
②－①	48	37	0	1	0	44	31	0	1	8	49	40	0	0	0

	令和 10 年度					令和 11 年度				
	１号	２号	３号			１号	２号	３号		
	３～５歳		０歳	１歳	２歳	３～５歳		０歳	１歳	２歳
①量の見込み	201	369	42	118	126	197	361	42	118	128
②確保方策	245	398	42	118	126	245	398	42	118	128
②－①	44	29	0	0	0	48	37	0	0	0

●地域子ども・子育て支援事業の提供体制●

利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、妊娠・出産・育児に役立つ情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

「大山崎子育てコンシェルジュ」において、地域の担当保健師による情報提供や相談支援を行うとともに、必要なサービスにつなげます。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の支援を行う事業です。

町子育て支援センターと民間保育所内の子育て支援センターの２箇所で事業を実施するとともに、利用者の拡大と事業の充実を推進します。

妊婦健康診査事業

安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認し、必要な指導や検査を実施する事業です。

妊婦健康診査にかかる費用の助成を行い、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保します。

乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児がいる全家庭を対象に、訪問や保健指導、子育て関連情報の提供、養育環境等の把握を行い、必要に応じて助言やサービス提供につなげる事業です。

親子健康手帳発行時に事業の周知を行うとともに、全ての対象家庭を訪問できる体制を確保します。

養育支援訪問事業

特に支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する援助や指導、助言等の支援により、それぞれの家庭における課題等の解決を図る事業です。

町の保健師による訪問を実施します。

子育て短期支援事業〔ショートステイ事業〕

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

３箇所の児童養護施設等において、年間 10 人規模の提供体制を確保します。

子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕

児童の預かり等、子育てのお手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（提供会員）が会員登録し、地域の中で支え合いながら子育てを行う事業です。

活動件数の増加に向けて、提供会員の確保をはじめ事業の充実に努めます。

一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を対象に、主に昼間、幼稚園、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

預かり保育事業は、町内にある私立幼稚園において対応します。
一時保育事業は、町立保育所と民間保育所の２箇所において対応します。

時間外保育事業〔延長保育事業〕

保育所や認定こども園に就園する園児の保護者が勤務時間帯や急な残業等の都合で、継続的または一時的に基本保育時間外の保育が必要な場合に利用する事業です。

町内の保育所４箇所と小規模保育施設１箇所において対応します。

病児・病後児保育事業

子どもが病気やその回復期にある際に、集団保育や家庭での保育が難しく、保護者による保育もできない場合に、保育士や看護師がいる専用施設で一時的に保育を行う事業です。

病児・病後児対応型は、小規模保育施設に併設されている１施設において対応します。
体調不良児対応型は、町内の保育所において対応します。

放課後児童健全育成事業〔放課後児童クラブ〕

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等に放課後児童クラブで適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

民営の放課後児童クラブに対し、国や府の交付金を活用し、運営を補助します。
令和７年度の、町営の放課後児童クラブの開設に向けた新たな施設の整備を進めます。
放課後児童支援員の確保と資質向上に努めます。

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定の子ども・子育て支援施設である幼稚園等が提供する食事の提供（副食費）に対して保護者が支払う実費徴収額の一部を補助する事業です。

今後も引き続き実施します。

多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置・運営を促進するための事業です。

新規事業者の参入があった場合に、事業の導入について検討します。

＜新規事業＞産後ケア事業

出産後１年未満の母子に対し、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談等を行う事業です。

産後ケア事業を契約している委託機関だけではなく、里帰り先や契約外の産後ケア事業所での利用等、利用しやすい状況を確保します。

＜新規事業＞子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や悩みを抱えた家庭等の居宅を支援員が訪問し、不安等を傾聴する事業です。また、家事や子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整えることで虐待リスク等の高まりを防ぎます。

訪問支援員による家事・育児支援により、子育て家庭が抱える不安の解消を図ります。

＜新規事業＞児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、学習や食事支援、関係機関との調整等、児童それぞれの状況に応じた包括的な支援を行う事業です。

近隣自治体の実施状況や既存の類似事業と連携しながら、地域資源の把握や事業の実施方法を検討します。

＜新規事業＞親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者やその児童に対し、情報提供や相談、助言を実施する事業です。また、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換できる場を設けるなど、必要な支援を行うものです。

近隣自治体の実施状況や既存の類似事業と連携しながら、地域資源の把握や事業の実施方法を検討します。

＜新規事業＞妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により妊婦等の心身の状況、その置かれている環境、その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談、その他の援助を行う事業です。

親子健康手帳発行時に、希望者や必要者に面談を実施します。
赤ちゃん訪問時や出生届出時に、産婦や配偶者に対して面談を実施します。

＜新規事業＞乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業に通っていない０歳６カ月～満３歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

令和８年度からの事業実施に向けて、保育士確保等の体制整備に努めます。

計画の推進

●計画の進捗状況の管理・評価●

本計画は、本町の子育て支援、少子化対策の基本計画となるものです。計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用等のさまざまな分野にわたっているため、町福祉課を中心に、関係部局、関係機関・団体等と連携しながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。また、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについての協議を行い、本計画を円滑に推進します。本町の子ども・子育て会議に対しても定期的にその進捗を報告し、常に住民視点を確保することにより実効性のある計画とします。なお、計画の進捗評価については、その結果を広く住民に公表し、進行管理の透明性を図ります。

●関係機関・団体等との連携●

（１）住民参加・参画の推進

地域全体で子育てを支援するためには、住民や企業、関係団体の理解と協力なくしては実現できません。計画について広報等により住民等の理解を深めるとともに、地域活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの検討など、住民自身の力を発揮できる地域ぐるみの取り組みを支援し、子育て環境づくりに住民参加・参画を推進します。

（２）住民や関係団体との連携

地域全体で子育てを支援するためには、住民、保育所や幼稚園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政等が互いにパートナーとして連携することが不可欠です。本計画の推進にあたっては、家庭・地域をはじめ、町内の子育て支援に関わっている子育て支援グループや京都府家庭支援総合センター（児童相談所）、京都府乙訓保健所、教育機関、警察等の関係機関・団体等との連携を深めるとともに、庁内の福祉関連施策や教育施策、都市施策、住宅施策、労働施策等の所管部局との連絡・調整、情報の共有化を図り、各主体が子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら事業を推進します。

（３）地域の人材確保と連携

住民の子育てに対するニーズの多様化に対応していくため、保育士、教員などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアやＮＰＯなど地域で子育てを支援する幅広い人材・団体の育成を図ります。

第３期大山崎町子ども・子育て支援事業計画（令和７年３月）
〒618-8501　京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目３番地
大山崎町　健康福祉部　福祉課
ＴＥＬ：（075）956-2101（代表）　ＦＡＸ：（075）957-4161
Ｅメール：jido@town.oyamazaki.lg.jp
大山崎町ＨＰアドレス　https://www.town.oyamazaki.kyoto.jp/